

答申行文第 33 号
平成 28 年 8 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市情報公開審査会
会長 佐 野 隆

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 5 月 11 日付け奈観観振第 40 号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 行文第 27-2 号】

奈良市長が行った平成 28 年 2 月 26 日付け奈観観振第 391 号の行政文書開示
請求部分開示決定処分（諮問実施機関 観光経済部観光振興課）に対する異議申立
てについて

(別紙)

答申：行文第33号

諮問：行文第27-2号

答 申

第1 審査会の結論

奈良市長が、平成28年2月26日付け奈観観振第391号で行った行政文書開示請求部分開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立ての経緯

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づいて、平成28年2月12日付けで、奈良市長(以下「実施機関」という。)に対して、次の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (1) 平成23年度から平成27年度までの針テラス事業協議会議事録
- (2) 平成26年度第1回針テラス事業協議会のための資料
- (3) 平成26年8月20日付針TRS事業：課題と対応

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対する行政文書(以下「本件行政文書」という。)は、次の「(1) 本件行政文書について」のとおり特定した。

また、実施機関は、本件開示請求について次の「(2) 不開示部分」を除いて開示する旨の行政文書部分開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、次の「(3) 開示しない理由」を付して、平成28年2月26日付け奈観観振第391号により異議申立人に通知した。

(1) 本件行政文書について

ア 平成23年度から平成26年度までの針テラス事業協議会議事録

なお、本件開示請求において異議申立人は1(1)のとおり開示請求を行っており、実施機関は本件決定において「平成23年度から平成27年度までの針テラス事業協議会議事録」としたが、平成27年度の議事録は存在しないため、実際には「平成23年度から平成26年度までの針テラス事業協議会議事録」が正しい。

イ 平成26年度第1回針テラス事業協議会の配布資料

この行政文書は、次の資料1から資料10までにより構成されている。

- (ア) 資料1 針テラス事業協議会設置要領
- (イ) 資料2 和解調書
- (ウ) 資料3 針T R S事業契約書
- (エ) 資料4 議事(1) 針テラス事業に対する認識について(内閣府と奈良県の各見解)
- (オ) 資料5 意見書(平成26年8月20日付け弁護士和泉征尚による)
- (カ) 資料6 議事(2) P F I事業の固定資産税の特例について
- (キ) 資料7 地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について
- (ク) 資料8 針テラス事業損益計算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)及び損益計算書の販売費及び一般管理費合計(平成25年4月1日～平成26年3月31日)
- (ケ) 資料9 通知書(奈良市長に対する株式会社三興代表取締役畑中和義による)
- (コ) 資料10 針テラス内電気自動車急速充電設備設置場所の地代請求について

ウ 平成26年8月20日付針T R S事業：課題と対応

(2) 不開示部分

ア 平成26年度第1回針テラス事業協議会の配布資料について

平成26年度第1回針テラス事業協議会の配布資料を構成する資料1から資料10までのうち、資料8の次の部分

- (ア) 針テラス事業損益計算書(平成25年4月1日～平成26年3月31日)(以下「本件損益計算書」という。)の合算額の欄
- (イ) 本件損益計算書の販売費及び一般管理費合計(平成25年4月1日～平成26年3月31日)(以下「本件損益計算書の販売費及び一般管理費」という。)の金額の欄

イ 平成26年8月20日付針T R S事業：課題と対応について(以下「課題と対応について」という。)のすべて

(3) 開示しない理由

ア 本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費

条例第7条第3号に該当し、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるため

イ 課題と対応について

条例第7条第6号イの事務事業に関する情報に該当し、公にすることに

より、契約、交渉又は争証に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、本件決定に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成28年3月14日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政文書部分開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 実施機関による本件決定に係る不開示の理由はすべて不当である。
- (2) 実施機関は、本件決定に係る条例第7条第3号及び第6号に該当することを具体的に立証する責任がある。

(3) 本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費

ア 針テラス事業協議会は、情報公開の原則の例外を定めていない。針テラス協議会に提出された資料はすべて委員に配布されており、秘密性はなく、公にされることを予定していない情報は、公開しなくてもよいとする考えは、根本的に情報公開の原則に反し誤りである。

イ 株式会社三興は、奈良市の財産を使用しており、経営について奈良市が関与できることになっているから、その営業に関する情報は、市民の前に公開すべきである。

(4) 課題と対応について

ア これは、針テラス事業協議会において、各委員に配布されたものである。

イ これは、針テラスの運営に関する奈良市の考え方を示すもので、市民が求めれば直ちに公開すべきものである。

ウ これを公開することが、何故奈良市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるのか。むしろ、公開することにより、市民の疑念を晴らすことになるのではないか。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説

明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費

- (1) 奈良市（合併前の都祁村）が針T R S事業の契約を締結した相手方である株式会社三興は、会社法（平成17年法律第86号）に規定する大会社には該当しないため、同法に基づく財務諸表の公告義務は課されておらず、これらの情報はいずれも公告対象外の情報であって、当然に公にされることが予定されているものではないこと。
- (2) 企業及びその企業の実施する個別事業の収支に係る情報は、企業の活動内容を反映するものであって、費目を分析することによって、当該企業の営業上の秘密が明らかとなるおそれがあること。
- (3) 株式会社三興が運営する針テラスの利害関係者に交渉材料として利用され、テナント料収入等に影響を及ぼすおそれがあること。
- (4) 以上のことから、これらの情報は、条例第7条第3号に該当し、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

2 課題と対応について

- (1) 奈良市と株式会社三興が運営する針テラス事業に関して、市が行った課題の分析及び対応の検討をまとめて、内部資料として作成したものであって、針テラス事業協議会委員の一部には示したことがあるが、協議会の資料としては配布していない。
- (2) 針テラス事業における奈良市と株式会社三興との間で単に地方自治体とその域内で事業を行うものとの関係にとどまらず、継続的な契約関係にあり、双方の関係性において、利害の対立が生じ、又は生じるおそれがある。
- (3) 以上のことから、「課題と対応について」に記載された情報は、条例第7条第6号イに該当し、市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

1 条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を保護

しようとする観点から、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、不開示とすることを定めたものである。ただし、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の不開示情報から除かれるものである。

法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益も多種多様である。そこで、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、当該法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質等に応じ、その権利、競争上の地位その他正当な利益の保護の必要性等を十分考慮しなければならない。

また、「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものであり、例として次のようなものが考えられる。

ア 生産、販売、営業等のノウハウに関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事業活動に不利益を与えると認められるもので、
イ 労務管理、経営方針、財務管理など人事、経理等一般に内部管理に属する情報で、公にすることにより、信用上不利益を与えるなどその事業活動が不当に損なわれるおそれのあるものなどが考えられる。

本号の該当性の判断にあたっては、事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公にした場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められるか否かを厳格に判断しなければならない。

この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

以上を踏まえ、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の不開示部分に記録された情報が本号の要件に該当するか否かについて検討する。

(2) 針テラス事業協議会について

ア 針テラス事業協議会は、平成20年12月13日付けで株式会社三興が奈良市に対して訴訟を提起した「建物所有権確認請求事件(平成20年(ワ)第1053号)」及び平成20年12月24日付けで奈良市が株式会社三興に対して訴訟を提起した「土地使用料請求事件(平成20年(ワ)第1088号)」を経て、平成22年12月27日付けで成立した、和解調書(平成26年度第1回針テラス事業協議会の配布資料の資料2をいう。以下同じ。)第3に規定する和解条項第10項の規定により設置された協議会である。

イ 針テラス事業協議会の情報の公開について

(ア) 異議申立人は、針テラス事業協議会は情報公開の原則の例外を定めていないと主張している。

その意図は、和解調書第3に規定する和解条項第10項には、原告である株式会社三興が、針テラス事業協議会で求められた資料を「公開」しなければならないと規定されていることから、株式会社三興が針テラス事業協議会の求めに応じて作成した資料は、すべて一般に公開しなければならないものと解釈していると思われる。

しかし、この規定は、株式会社三興に対して、針テラス事業協議会で求められた資料を同会議において報告又は提供する義務を課しているものであって、一般の誰しもに対してまで公開するものではないと解するのが妥当であると考えられる。

(イ) また、異議申立人は、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費は、針テラス事業協議会に提出され、すべて委員に配布されており、秘密性はないと主張している。

確かに、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費は、平成26年9月2日に開催された平成26年度第1回針テラス事業協議会の資料として、出席者に配布されている。しかし、針テラス事業協議会への出席者は、その協議会委員である奈良市及び株式会社三興双方の関係者のみであり、これら出席者に配布されたからといって、当然に本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費に秘密性がないとは言えない。

よって、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の開示又は不開示の判断は、当該文書の内容に応じて、実施機関が条例に照らし個別具体的に行うことが適当である。

(ウ) さらに、異議申立人は、株式会社三興は、奈良市の財産を使用しており、経営について奈良市が関与できることになっているから、本件決定

に係る不開示情報を公開すべきであると主張している。

この点について、針T R S事業契約書（平成26年度第1回針テラス事業協議会の配布資料の資料3をいう。以下「契約書」という。）第28条第1項の規定によると、奈良市は、市が必要と認める針テラス事業に関する事項全般について、株式会社三興に対して、報告、資料の提出又は説明を求めることができるとされている。さらに、契約書第30条第3項の規定によると、株式会社三興がこの条項に違反したときは、奈良市は契約の全部又は一部を解除することができるとうされている。

このように、これらの規定により、奈良市は針テラス事業の運営に関して相当の影響力をもって関与できると解することができる。

しかし、関与できるからといって、当然に本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費を市民に公開すべきとの理由には当たらないと考えられるから、公開すべきであるかどうかの判断は、当該文書の内容に応じて、実施機関が条例に照らし個別具体的に行うことが適当である。

(3) 本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費について

ア 一般に損益計算書など法人の財務情報は、信用能力や財政状況等経営の実態を如実に反映するものであり、とりわけ、商品の販売に要する経費である原価、売上高などに係る情報は、法人の競争力を凝縮した情報といえることができる。よって、経済活動を営む法人にとって、財務諸表は市場における競争上の地位を支える根幹的情報であり、法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する理由のある情報と言える。

本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の不開示情報は、株式会社三興から入手した情報であり、当然には広く一般に知り得る情報ではない。そして、その内容は、部門別に購入した原材料等の原価、売上高などが記載されており、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある法人の内部限りにおいて管理されるべき情報といえることができる。これらの情報が公になると、同業他社が株式会社三興に不利な対抗価格を設定し、又は原料購入先、製品販売先等の取引先がこれらの情報をもとに、価格交渉を行うなどの事態を招き、結果的に株式会社三興が不利益を被る蓋然性が存する。

このため、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の不開示部分の情報は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、原則として条例第7条第3号本文に該当する。

また、会社法（平成17年法律第86号）第440条第1項の規定により、株式会社は定時株主総会の承認後遅滞なく貸借対照表又はその要旨を公告しなければならないこと、同法第2条第6号に定める大会社（資本金5億円以上又は最終事業年度の負債合計額が200億円以上の株式会社。以下同じ。）は貸借対照表及び損益計算書の公告が義務付けられているものの、株式会社三興は、会社法上の大会社には該当しないことから本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の公告義務はない。

さらに、その経理状況である本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費を閲覧等に供しなければならない決算関係書類等に記載される情報にも該当せず、株式会社三興が特に公表している事実も認められない。

よって、本件損益計算書の合算後の欄及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の金額の欄は、条例第7条第3号に該当し、この部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の項目名は開示されているが、これは会社計算規則（平成18年法務省令第13号）で定められた項目名であり、公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、当該部分を開示した実施機関の判断は妥当であると認められる。

イ 本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費とテナント料収入等の影響について

異議申立人は、条例第7条第3号に規定する「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益」とは何かを具体的に明らかに示すよう主張している。これに対し実施機関は、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の内容が公になれば、針テラス事業を運営する株式会社三興へのテナント料収入に影響を及ぼすと主張する。

そこで、本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の開示がテナント料収入に及ぼす影響について検討する。

針テラス事業のひとつである道の駅針TRSの経営は、物産販売及び飲食レストランのテナントにより形成されており、株式会社三興が得る主な収益は、テナントの賃貸料によるところが大きい。このため、株式会社三興は、様々な方策を講じてテナントからの収益の拡大を図るための経営努力を行っていると考えられる。その上で、テナントの企業情報やその業態を分析し、自社が持つノウハウ等を活用して、テナントごとに異なる賃貸料を設定しているものと考えられる。

本件損益計算書及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費には、直接、テナントからの賃貸料を示す項目はないが、利益や費用などの内容が公になった場合、道の駅針TRSのテナントを募集する際に、賃料等の条件交渉の資料として利用されることが想定され、結果的に、本来あるべき賃料等の条件の実現が阻害されるおそれがある。また、こうした不利なテナント契約が重なるようなことになれば、現在入居しているテナントの撤退や募集に応じるテナントが現れないことに繋がる可能性があり、針テラス事業の経営に大きな負担がかかり、事業収支の悪化や、事業目的の達成が困難となることも十分に考えられ、株式会社三興が不利益を被る蓋然性が存する。

- (4) 以上のことから、実施機関が本件損益計算書の合算後の欄及び本件損益計算書の販売費及び一般管理費の金額の欄は条例第7条第3号に該当し、不開示とした判断は妥当である。

2 条例第7条第6号イ該当性について

(1) 条例第7条第6号について

本号は、「市の機関、国等の機関が行う事務又は事業」であって、公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当することを規定している。

市の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由があると考えられる。しかし、市の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項別にすべて列挙することは技術的に困難であり、その実益も乏しい。

そのため、条例は、市の機関等に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として、本号のアからオまでに例示的に掲げている。その上で、これらの「おそれ」に該当するもの以外の情報については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

条例に規定する「当該事務又は事業」には、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業に関する情報であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公にすると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあるものなどが含まれる。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要であり、根拠となる規定やその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性など、種々の利益を考慮した上で、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えるものであることが求められる。そして、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

なお、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものとして、本号イでは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものについて、不開示情報に該当するものとしている。

これは、市の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な内容での契約が困難になり、市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるもの、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるもの等もあるが、これらの契約、交渉又は争訟に係る事務においては、その手続上、当事者が対等な立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整など事務を遂行するなどの必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

そこで、本号イでは、このような情報について、不開示情報に該当するものとして例示しているものである。

(2) 課題と対応について

ア 「課題と対応について」は、針テラス事業における株式会社三興との課題を項目ごとに整理し、一覧表にしたものであり、その内容は「株式会社三興の主張」、「奈良市の考え」、「今後の対応等」で構成されている。また、「課題と対応について」は、奈良市と株式会社三興との間で生じている諸々の問題を解決の交渉を進める上で方針決定を行うために作成した文書である。

イ なお、異議申立人は、「課題と対応について」が針テラス事業協議会において各委員に配布されたと主張するが、実施機関はこれを否定している。

そこで、平成26年度第1回針テラス事業協議会の配布資料を見ると、これを構成する資料に「課題と対応について」は見当たらない。また、当審査会が実施機関に対して行った調査においても、当該文書が、針テラス事業協議会において各委員に配布された事実は認められず、結局、実施機関内部でのみ保有されていたものと認められる。

ウ すでに説示したとおり、針テラス事業協議会は、針テラス訴訟（平成20年（ワ）第1053号事件及び第1088号事件）の和解が成立したことにより設置された協議会である。

この和解が成立した後、奈良市と株式会社三興との間で、平成23年度から平成26年度まで針テラス事業協議会が開催され、針テラス事業の維持、管理、運営等に関する諸々の問題解決を図ろうとしている。平成26年9月2日に平成26年度第1回針テラス事業協議会が開催された以後は開催されておらず、結局、奈良市と株式会社三興との間で生じている諸々の問題を解決することができたとは考えられない。このため、利害が対立している構図は、解消されておらず、将来これらの問題に関して訴訟となること又は新たな紛争が起こる蓋然性も認められる。

エ 実施機関が作成した「課題と対応について」に記載された情報は、奈良市が株式会社三興との間で生じている問題の解決を図るために行われた調査、協議、折衝等に関する記録及びそれらに対する奈良市の考え方、具体的な方針に関する情報であって、奈良市の対処方針そのものである。

第5の4(2)ウで示したとおり、奈良市と株式会社三興との間で生じている諸々の問題は、未だ解決していない状況であり、このような状況下において、「課題と対応について」を公にすると、問題解決の一方当事者である奈良市の当該問題についての捉え方や内部的に行った具体的な検討を他方の当事者が把握することが可能となる。

よって、実施機関内部における検討、協議等に支障を来すなどのおそれを否定できず、奈良市の問題解決の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。

(3) 以上のことから、実施機関が「課題と対応について」は条例第7条第6号イに該当し、不開示とした判断は妥当である。

3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、異議申立人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成28年 5月11日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年 5月11日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 5月30日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成28年 7月 4日	平成28年度第1回審査会 1 異議申立てについての概要説明を受けた。 2 異議申立人からの口頭による意見陳述を受けた。 3 実施機関から口頭による説明を受けた。 4 事案の審議を行った。
平成28年 8月 3日	平成28年度第2回審査会 事案の審議を行い、答申のとりまとめ作業を行った。
平成28年 8月 3日	答申の最終確定を行った。
平成28年 8月 3日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
杵崎 のり子	奈良学園大学教授	
佐野 隆	帝塚山大学教授	会 長
藤次 芳枝	弁護士	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	
浜口 廣久	弁護士	